

三次市教育委員会会議議案第4号

工事請負契約の一部変更について

教育に関する事務に係る工事請負契約の一部変更についてを令和5年第2回三次市議会臨時会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第29条の規定により、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、三次市教育委員会会議の意見を求める。

令和5年4月21日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範